

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 5 5 号

函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改
正する。

第 5 条第 1 2 項中「，栄養士または」を「，栄養士もしくは管理栄養
士または」に改める。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い，指定介護老人福祉施設の職員の配置の基準に関する規定を整備
するため